

## 八尾市廃棄物減量等推進審議会規則

平成 12 年 2 月 24 日

規則第 1 号

改正 平成 18 年 2 月 7 日規則第 3 号 平成 19 年 1 月 15 日規則第 1 号  
平成 20 年 3 月 31 日規則第 39 号

## 八尾市廃棄物減量等推進審議会規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 16 年八尾市条例第 27 号。以下「条例」という。）第 11 条第 3 項の規定により、八尾市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び定数)

**第 2 条** 条例第 10 条第 2 項第 3 号に規定する委員は、市長が審議会委員として公募し、当該公募に応じた市民の中から市長が別に定める方法により選考した委員とする。

2 市長が委嘱する委員の定数は次のとおりとする。

- (1) 条例第 10 条第 2 項第 1 号に規定する者 5 人
- (2) 条例第 10 条第 2 項第 2 号に規定する者 10 人
- (3) 条例第 10 条第 2 項第 3 号に規定する者 5 人

(定数の特例)

**第 3 条** 市長は、一般廃棄物の減量化対策等を実効あるものとするため、特に必要があると認めたとときは、前条第 2 項各号の委員の定数を超過して委嘱することができる。

(会長及び副会長)

**第 4 条** 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第 5 条** 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

**第 6 条** 会長は、必要があると認めるときは、審議会の議事に関係があるものの出席を求め、その意見を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

**第 7 条** 審議会の会議は、公開するものとする。

2 会長は、必要があると認めるときは、出席委員の過半数の同意を得て、前項の規定にかかわらず、非公開とすることができる。

3 会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、別に市長が定める。

(専門部会)

**第8条** 審議会は必要があると認めるときは、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員（以下「部会委員」という。）の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議状況及びその結果を審議会に報告する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する部会の委員が、その職務を代理する。

6 前3条の規定は、部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

(報酬)

**第9条** 委員の報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 学識経験を有する委員 日額 21,000 円

(2) その他の委員 会議に出席した日1日につき特別職の職員で非常勤の職員のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八尾市条例第166号）別表中「その他の委員」について定める額

2 前項の規定にかかわらず、本市の職員については、前項各号の報酬を支給しない。

(庶務)

**第10条** 委員会の庶務は、経済環境部において行う。

(委任)

**第11条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定（公募に関する部分に限る。）は、平成12年2月17日から適用する。

(招集の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に行われる審議会その他会長及び会長の職務を代理する副会長が欠けている場合における審議会の会議は、市長が招集する。

3 前項の規定は、部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「あらかじめ部会長が指名する部会の委員」と、「市長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

附 則（平成18年2月7日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年1月15日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第39号）

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。